

議案第 4 3 号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和 5 5 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表狭山市立水野保育所の項を次のように改める。

狭山市立入曽保育所	狭山市大字南入曽 4 2 8 番地 1	1 2 0 人
-----------	---------------------	---------

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する狭山市立入曽保育所の入所の手続その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 5 年 6 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立水野保育所の移転に伴い、同保育所の名称及び位置の規定を改めたいので、この案を提出するものである。